

会 員 各 位

一般財団法人長野県剣道連盟
会 長 二木 むつみ
〈公印省略〉

剣道称号受審に係る要件及び講習受講について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本連盟の事業推進にあたり、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

剣道称号審査につきまして、令和8年7月より受審要件を統一し、受審に際しましては講習受講を必須と致しますのでご案内申し上げます。

1 実施目的

称号・段級位審査規定（P23）に称号受審者の要件として「地方代表団体が行う講習を受け（中略）能力の認定を受けていること」と明記され、さらに全日本剣道連盟（以下 全剣連）からも別紙のとおり講習受講回数徹底の通達があったが、本県では周知されていなかったため受審要件の統一を図る。

2 称号審査会受審・支部推薦の条件

- (1) 称号受審希望者は、全剣連の規程に従い、必ず「称号受審者講習」を受講する。
受講回数は、錬士は1回、教士は七段取得後2回を原則とする。
- (2) 年2回の称号講習（前期・後期）は全剣連から指示された内容（日本剣道形・指導法・審判法）を分けて行うため、教士は両方を受講することとする。順序の交換（後期・前期）は可とする。錬士は前期後期のいずれかを受講すること。
- (3) 支部推薦にあたって、支部長は称号受審者講習受講修了証（錬士1枚、教士2枚）の提出を確認した上で推薦書の記入、提出を行うこと。
- (4) 対象
錬士・・・令和8年7月以降に講習会を受講する者より適用する。
教士・・・教士受審に向けての受講回数（前期・後期の2回）については令和8年7月以降に初回の講習を受講する者より適用する。
- (5) 特例
社会体育指導員（中級）取得者は錬士受審のための講習を、（上級）取得者は教士受審のための講習を免除する。

【備考】

- ・令和8年11月の教士受審者について
 - (1) 令和8年5月までの受講歴がある者は現在までの慣例にならい受審を認める。
 - (2) 令和8年7月に最初の受講した者は教士審査後、令和9年3月の講習（後期）を受けることを条件とする。
- ・令和9年5月の教士受審者は、申し込み後に令和9年3月の講習（後期）を受けることを条件とする。

ご不明な点やご相談等ありましたら事務局まで連絡下さい。

一般財団法人長野県剣道連盟
副会長兼専務理事 常田 政邦
担当 審査委員会 近藤
〒380-0844 長野市諏訪町 503
TEL 026-237-8939 FAX 026-235-8266
Email:kenren@kendo-nagano.com